令和７年

浦安市議会第２回定例会議案書

目　次

令和７年浦安市議会第２回定例会議案一覧表 ・・・・・ 5

議 案 第 1 号　令和７年度浦安市一般会計補正予算（第１号） ・・・・・ 7

議 案 第 2 号　浦安市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について ・・・・・ 15

議 案 第 3 号　浦安市税条例の一部を改正する条例の制定について ・・・・・ 29

議 案 第 4 号　浦安市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ・・・・・ 39

議 案 第 5 号　浦安市みどりを育てる条例の一部を改正する条例の制定について ・・・・・ 43

議 案 第 6 号　契約の締結について（浦安市墓地公園第３工区造成及び外周道路敷設工事） ・・・・・ 47

議 案 第 7 号　和解について ・・・・・ 49

議 案 第 8 号　監査委員の選任について ・・・・・ 51

諮 問 第 1 号　人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて ・・・・・ 53

諮 問 第 2 号　人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて ・・・・・ 55

諮 問 第 3 号　人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて ・・・・・ 57

諮 問 第 4 号　人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて ・・・・・ 59

令和７年浦安市議会第２回定例会議案一覧表

（６月５日）

議案番号	件　　名
議 案 第 １ 号	令和７年度浦安市一般会計補正予算（第１号）
議 案 第 ２ 号	浦安市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
議 案 第 ３ 号	浦安市税条例の一部を改正する条例の制定について
議 案 第 ４ 号	浦安市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議 案 第 ５ 号	浦安市みどりを育てる条例の一部を改正する条例の制定について
議 案 第 ６ 号	契約の締結について（浦安市墓地公園第３工区造成及び外周道路敷設工事）
議 案 第 ７ 号	和解について
議 案 第 ８ 号	監査委員の選任について
諮 問 第 １ 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
諮 問 第 ２ 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案番号	件　　名
諮 問 第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
諮 問 第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

議 案 第 １ 号

令和７年度浦安市一般会計補正予算（第１号）

令和７年度浦安市の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，４００，０００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を８４，４００，０００千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第２条　継続費の追加は、「第２表　継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加は、「第３表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の追加及び変更は、「第４表　地方債補正」による。

令和７年６月５日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

第１表　歳入歳出予算補正

（△印は　減）

歳　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
50　国庫支出金		13,189,880	26,010	13,215,890
	10　国庫補助金	3,361,472	26,010	3,387,482
55　県支出金		4,712,880	6,150	4,719,030
	10　県補助金	1,224,811	2,400	1,227,211
	15　委託金	616,313	3,750	620,063
70　繰入金		87,700	860,140	947,840
	5　基金繰入金	45,260	860,140	905,400
85　市債		5,143,200	507,700	5,650,900
	5　市債	5,143,200	507,700	5,650,900
補正されなかった款項に係る額		59,866,340	－	59,866,340
歳入合計		83,000,000	1,400,000	84,400,000

（△印は　減）

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10　総務費		8,777,800	56,860	8,834,660
	5　総務管理費	6,804,107	56,860	6,860,967
15　民生費		34,406,350	10,230	34,416,580
	5　社会福祉費	13,619,326	8,804	13,628,130
	15　生活保護費	3,302,297	1,426	3,303,723
20　衛生費		9,470,380	77,360	9,547,740
	5　保健衛生費	3,343,109	77,360	3,420,469
35　土木費		6,775,480	446,330	7,221,810
	5　土木管理費	438,134	16,632	454,766
	10　道路橋りょう費	3,007,106	238,805	3,245,911
	15　河川費	172,660	55,858	228,518
	20　都市計画費	2,969,292	135,035	3,104,327
45　教育費		14,077,270	809,220	14,886,490
	5　教育総務費	2,855,566	40,173	2,895,739
	10　小学校費	3,628,284	331,654	3,959,938
	25　社会教育費	1,720,881	425,540	2,146,421
	30　保健体育費	3,751,291	11,853	3,763,144
補正されなかった款項に係る額		9,492,720	－	9,492,720
歳出合計		83,000,000	1,400,000	84,400,000

第２表　継続費補正

追　加　　（単位　千円）

款	項	事　業　名	総　額	年　度	年割額
45 教育費	10　小学校費	メディアセンター整備事業（３期）（教育施設課）	1,037,909	令和７年度	331,654
				令和８年度	706,255
	25　社会教育費	舞浜地区公民館整備事業（生涯学習課）	1,767,581	令和７年度	266,963
				令和８年度	913,473
				令和９年度	587,145

第３表　債務負担行為補正

追　加

事　　項	期　　間	限　　度　　額
学校部活動地域展開運営業務(保健体育安全課)	令和７年度～令和８年度	３，２８９千円
学びの多様化学校給食運搬業務（千鳥学校給食センター）	令和７年度～令和８年度	６，７７４千円

第４表　地方債補正

追　加

起　債　の　目　的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
文化会館照明設備更新事業（生涯学習課）	92,500	普通貸借又は証券発行	年4.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
舞浜地区公民館整備事業（生涯学習課）	180,100			

変　更

起債の目的	補　正　前				補　正　後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
メディアセンター整備事業（教育施設課）	45,400	普通貸借又は証券発行	年4.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。	280,500	普通貸借又は証券発行	年4.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

議 案 第 ２ 号

浦安市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

浦安市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のように制定する。

令和７年６月５日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

提 案 理 由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により児童福祉法が改正されたことに伴い乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるとともに、これに関し必要な事項を定めるため、制定するものである。

浦安市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第１章　総則（第１条－第20条）
第２章　乳児等通園支援事業
第１節　通則（第21条）
第２節　一般型乳児等通園支援事業（第22条－第25条）
第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）
第３章　雑則（第28条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第１項の規定により乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるとともに、これに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法の例による。

（最低基準の目的）

第３条　最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第６条の３第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第４条　市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、そ

の監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

２　市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第５条　乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

２　最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第６条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

３　乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

４　乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常に運営等の改善を図るよう努めなければならない。

５　乳児等通園支援事業所には、乳児等通園支援事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

６　乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（非常災害対策）

第７条　乳児等通園支援事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月１回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第８条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第９条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第１０条　乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第１１条　乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽（さん）に励み、乳児等通園支援事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第１２条　乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児の差別的取扱いの禁止）

第１３条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第１４条　乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第１５条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のた

めの訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

３　乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第１６条　乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所の施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該乳児等通園支援事業所の施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（運営規程）

第１７条　乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所ごとに、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)　乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

(2)　その提供する乳児等通園支援の内容

(3)　職員の職種、員数及び職務の内容

(4)　乳児等通園支援の提供を行う日及び時間

(5)　保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)　乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7)　乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

(8)　緊急時等における対応方法

(9)　非常災害対策

(10)　虐待の防止のための措置に関する事項

(11)　その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（帳簿の整備）

第１８条　乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第１９条　乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第２０条　乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第２章　乳児等通園支援事業

第１節　通則

（乳児等通園支援事業の区分）

第２１条　乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

２　一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

３　余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第２条第６項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第２節　一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第２２条　一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)　乳児又は満２歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室のいずれか及び便所を設けること。

(2)　乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児１人につき1.65平方メートル以上であること。

(3)　ほふく室の面積は、乳児又は第１号の幼児１人につき3.3平方メートル以上であること。

(4)　乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(5)　満２歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室のいずれか及び便所を設けること。

(6)　保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児１人につき1.98平方メートル以上であること。

(7)　保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8)　乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を２階に設ける建物はア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を３階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。

ア　建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同条第９号の３に規定する準耐火建築物であること。

イ　保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が１以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
２階	常用	１　屋内階段 ２　屋外階段
	避難用	１　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第１項各号又は第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　待避上有効なバルコニー

		3　建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4　屋外階段
３階	常用	1　建築基準法施行令第123条第１項各号又は第３項各号に規定する構造の屋内階段 2　屋外階段
	避難用	1　建築基準法施行令第123条第１項各号又は第３項各号に規定する構造の屋内階段 2　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3　屋外階段
４階以上の階	常用	1　建築基準法施行令第123条第１項各号又は第３項各号に規定する構造の屋内階段 2　建築基準法施行令第123条第２項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1　建築基準法施行令第123条第１項各号又は第３項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第１項各号に規定する構造の屋内階段の構造は、建築物の１階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第３項第２号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第３号、第４号及び第10号に該当するものとする。 2　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3　建築基準法施行令第123条第２項各号に規定する構造の屋外階段

ウ　イの表の右欄に掲げる施設又は設備が避難上有効な位置に設けられ、

かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ　一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第１項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ｱ)　スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(ｲ)　調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ　一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ　保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ　非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク　一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（職員）

第２３条　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

２　乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね３人につき１人以上、満１歳以上満３歳未満の幼児おおむね６人につき１人以上とし、そのうち半数以上

は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所の一につき２人を下回ることはできない。

３　第１項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を１人とすることができる。

(1)　当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2)　当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が３人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第２４条　一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第２５条　一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第２６条　余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準

は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1)　保育所　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）

(2)　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園　認定こども園法第３条第２項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

(3)　幼保連携型認定こども園　幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号）

(4)　家庭的保育事業等を行う事業所　家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第２７条　第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第３章　雑則

（電磁的記録）

第２８条　乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 3 号

浦安市税条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和７年６月５日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

提 案 理 由

地方税法等の改正に伴い、所得控除に所得割の納税義務者が特定親族を有する場合の特定親族特別控除を加え、原動機付自転車に係る軽自動車税の種別割の税率の区分を改め、並びに大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の特例及び加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例を定めるとともに、その他所要の改正を行うものである。

浦安市税条例の一部を改正する条例

浦安市税条例（昭和30年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第18条の３中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第21条第２項中「第33条第３項」を「第33条第４項」に、「第33条第２項」を「第33条第３項」に改める。

第34条の２中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第34条の６第１項各号列記以外の部分前段中「若しくは金銭」を削り、同項第２号を次のように改める。

(2)　所得税法第78条第２項第４号に掲げる寄附金のうち、公益信託に関する法律（令和６年法律第30号）第６条又は附則第４条第１項の規定により千葉県知事の認可を受けた同法第２条第１項第１号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第36条の２第１項ただし書中「）若しくは」を「）、」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の３の２第１項第３号及び第36条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同条第９項中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

第36条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加え

る。

第36条の３の３第１項各号列記以外の部分中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第63条の２第１項第１号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ　２輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの　年額　2,000円

第89条第２項第２号中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改め、同項第５号中「定格出力」の次に「（第82条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第２項各号列記以外の部分中「身体障がい者又は」を「身体障がい者若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に、「附されている」を「付されている」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第127条第１号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第５条の２の２を削る。

附則第10条の３中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の１項を加える。

14　市長は、法附則第15条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。

附則第16条の２の次に次の１条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第１６条の２の２　令和８年４月１日以後に第92条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1)　葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの１本をもつて紙巻たばこの１本に換算する方法

(2)　前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第93条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1)　第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2)　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第93条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第34条の２、第36条の２第１項ただし書、第36条の３の２第１項第３号及び第36条の３の３第１項の改正規定並びに附則第３条（第２項を除く。）の規定　令和８年１月１日

(2)　附則第16条の２の次に１条を加える改正規定及び附則第６条の規定　令

和８年４月１日

(3)　第18条及び第18条の３の改正規定並びに次条の規定　地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第12号に掲げる規定の施行の日

(4)　第34条の６第１項の改正規定、附則第５条の２の２を削る改正規定及び附則第３条第２項の規定　公益信託に関する法律（令和６年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の１月１日

（公示送達に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の浦安市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第３号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第３条　新条例第34条の２及び第36条の２第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定の適用がある場合における新条例第34条の６第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「のうち、」とあるのは「のうち」と、「関連する寄附金」とあるのは「関連する寄附金又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第１条の規定による改正前の所得税法第78条第３項に規定する特定公益信託（千葉県知事又は千葉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託であるものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭であつて同項の規定により特定寄附金とみなされるもの」とする。

３　令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の２第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の３の２第１項第３号及び第36条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、

「特定親族特別控除額」とする。

４　新条例第36条の３の２第１項の規定は、附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日（以下「１号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の２第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の２第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

５　新条例第36条の３の３第１項の規定は、１号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の６第１項に規定する公的年金等（同法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第４条　新条例附則第10条の３第14項の規定は、令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和６年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第５条　新条例第82条（第１号に係る部分に限る。）の規定は、令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第６条　次項に定めるものを除き、附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の２の２第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

２　令和８年４月１日から同年９月30日までの間に、市税条例第92条の２第１

項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新条例附則第16条の２の２の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)　市税条例第94条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の２の２第１項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2)　新条例附則第16条の２の２の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

３　前項各号に掲げる製造たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議 案 第 4 号

浦安市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

浦安市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和７年６月５日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

提 案 理 由

猫実高齢者デイサービスセンターを民間法人の運営に移行することに伴い廃止するため、改正を行うものである。

浦安市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

浦安市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成11年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条の表浦安市猫実高齢者デイサービスセンターの項を削る。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議 案 第 5 号

浦安市みどりを育てる条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市みどりを育てる条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和７年６月５日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

提 案 理 由

まち全体のみどりの充実及び質の向上を図り、みどりでつながるまちを実現することを条例の目的として定めるとともに、みどり等の用語の定義並びに市、市民及び事業者の連携協力について定めるため、所要の改正を行うものである。

浦安市みどりを育てる条例の一部を改正する条例

浦安市みどりを育てる条例（昭和53年条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

浦安市みどりの条例

第１条中「と住民」を「、市民及び事業者」に、「積極的にみどり（樹木をいう。）を育成し、その保護に努力し、良好な市街地の環境を整え、「緑あふれる海浜都市」の建設を図る」を「みどりの創出、育成及び保全を推進することにより、まち全体のみどりの充実及び質の向上を図り、みどりでつながるまちを実現する」に改める。

第10条を第12条とする。

第９条各号列記以外の部分中「保護と緑化推進」を「保全と緑化の推進」に改め、同条を第11条とする。

第８条中「みどり豊かな住みよい環境づくりの」を「第１条の目的を達成する」に改め、「緑化推進のため」を削り、同条を第10条とする。

第７条を第９条とし、第６条を第８条とし、第５条を第７条とする。

第４条の見出しを「（市の木及び市の花）」に改め、同条中「、「イチョウ」を「「イチョウ」とし、市の花は「ツツジ」に改め、同条を第６条とする。

第３条第１項中「保護」を「保全」に、「住民」を「市民」に改め、同条第２項中「保護」を「保全」に改め、同条を第５条とする。

第２条第１項中「前条」を「第１条」に改め、「公園」の次に「、緑地」を、「公共用地の緑化」の次に「及びその適正な管理」を加え、「保護」を「保全」に改め、同条第２項中「住民」を「市民」に、「所有」を「所有し、」に改め、「緑化」の次に「及びその適正な管理」を加え、同条第３項中「工場、事業所等を経営する者」を「事業者」に、「の措置を講ずる」を「及びその適正な管理に努める」に改め、同条第４項を削り、同条を第３条とし、同条の次に次の１条を加える。

（市、市民及び事業者の連携協力）

第４条　市、市民及び事業者は、第１条の目的を達成するため、適切な役割分

担の下、連携協力を図るものとする。

第１条の次に次の１条を加える。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　みどり　樹木、いけがき、草花等の植物並びに樹林地、草地、水辺地等の自然的環境を有する土地及び空間をいう。

(2)　市民　市内に住所を有する者及び市内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいう。

(3)　事業者　市内において事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。

附　則

この条例は、令和７年９月１日から施行する。

議 案 第 ６ 号

契約の締結について

浦安市墓地公園第３工区造成及び外周道路敷設工事の請負について、次のとおり契約を締結する。

令和７年６月５日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

１	契 約 の 目 的	浦安市墓地公園第３工区造成及び外周道路敷設工事
２	契 約 の 方 法	一般競争入札
３	契 約 金 額	１８２，０５０，０００円
４	契約の相手方	浦安市北栄二丁目15番31号 大英建設株式会社 代表取締役　　田　中　康　弘

提 案 理 由

浦安市墓地公園第３工区造成及び外周道路敷設工事を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議決を求めるものである。

議 案 第 ７ 号

和解について

市は、平成24年７月２日付けで締結した「消防救急デジタル無線移動局購入」物件供給契約に関し、市に生じた損害の賠償請求事件を提訴したことについて次のとおり決定し、和解する。

令和７年６月５日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

１　和解額

１６，４００，０００円

２　和解の内容

(1)　和解の相手方

神奈川県川崎市高津区末長三丁目３番17号

株式会社富士通ゼネラル

代表取締役社長　　増　田　幸　司

（和解額の全額支払い義務を負う）

千葉市中央区都町６丁目21番５号

スイス通信システム株式会社

代表取締役　　平　野　恒　次

（９００，０００円を限度に連帯支払い義務を負う）

(2)　和解金の支払

和解金は、和解の相手方が令和７年７月末日限り支払う。

(3)　他の請求権の放棄

市は、本件に関し、このほかの請求権を放棄する。

提 案 理 由

和解について、地方自治法第96条第１項第12号の規定により、議決を求めるものである。

議 案 第 ８ 号

監査委員の選任について

浦安市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第１項の規定により議会の同意を求める。

令和７年６月５日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

氏　　名　　小　林　章　宏

提 案 理 由

浦安市監査委員を選任するものである。

諮 問 第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求める。

令和７年６月５日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

氏　　名　　舘　　里　枝

提 案 理 由

浦安市人権擁護委員について、新たに候補者の推薦をするものである。

諮 問 第 ２ 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求める。

令和７年６月５日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

氏　　名　　鎌　田　純　子

提 案 理 由

浦安市人権擁護委員について、新たに候補者の推薦をするものである。

諮 問 第 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求める。

令和７年６月５日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

氏　　名　　梅　本　香　理

提 案 理 由

浦安市人権擁護委員について、新たに候補者の推薦をするものである。

諮 問 第 4 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求める。

令和７年６月５日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

氏　　名　　大　石　守　史

提 案 理 由

浦安市人権擁護委員について、新たに候補者の推薦をするものである。